

これだけでできる！ 実は難しくない！

訪問看護ベースアップ評価料 従来版届出様式作成の手引き ～届出様式が簡素化されました～

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）を
届出する訪問看護ステーション向け

この資料の目的

この資料は、従来版様式を用いた届出が必要な以下の訪問看護ステーションを対象にしています。

1. 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）を同時に届け出るステーション
2. 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を既に届け出ている、同評価料（Ⅱ）を追加で届け出るステーション

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）だけを届け出るステーションは、評価料（Ⅰ）専用届出様式を用いた方が簡単に届出ができます。評価料（Ⅰ）専用届出様式と記載方法の説明は、厚生労働省ウェブサイトのベースアップ評価料特設ページをご覧ください。

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の主な施設基準

※詳細は「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付保医発0305第7号）の11を参照してください

- ・ **訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定金額による給与の改善率の見込みが1.2%未満である場合に届出ができます。**（詳細はp.3へ）

$$\text{給与の改善率} = \text{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定金額} \div (\text{対象職員の給与総額} \times \text{医療保険の利用者割合})$$

- ・ **常勤換算2名以上の対象職員が勤務しているステーションは届出ができます。**ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域（医療資源の少ない地域）に所在するステーションは、2名未満の場合でも届出ができます。
- ・ **ただし、美容医療など一部の自由診療等の収入（産科医療機関等における助産にかかる収入のうち、1件あたり50万円までの収入は除かれます）の比率が20%以上のステーションは、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出はできません。**

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定金額による給与改善率

- 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定金額による給与の改善率の見込みが1.2%未満である場合に届出ができます。

$$\text{給与の改善率} = \text{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定金額} \div (\text{対象職員の給与総額} \times \text{医療保険の利用者割合})$$

ベースアップ評価料の届出様式では、「別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」シート又は「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」に「対象職員の給与総額」「訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の算定回数」「医療保険の利用者割合」を記載することで、「給与の改善率」が様式上の計算式により算出されるようになっています。

「別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」（抜粋）

対象職員の給与総額の記載欄

(2) 対象職員の給与総額

給与対象月	対象職員の給与総額	給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	4,800,000円	2023年9月	4,800,000円
2023年4月	4,800,000円	2023年10月	4,800,000円
2023年5月	4,800,000円	2023年11月	4,800,000円
2023年6月	9,600,000円	2023年12月	9,600,000円
2023年7月	4,800,000円	2024年1月	4,800,000円
2023年8月	4,800,000円	2024年2月	4,800,000円
1月当たり給与総額		5,600,000 円 (前回届出時)	

訪問看護管理療養費算定回数の記載欄

(3) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数・金額の見込み

① 訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の算定回数（実績）

算定月	訪問看護管理療養費 （月の初日の訪問の場合）
2023年12月	30回
2024年1月	40回
2024年2月	50回

1月当たり算定回数 40.0 回 (前)

※ 算出対象となる期間（算定月）は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護回数を記載すること。
 ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険等訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

② 算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数見込み

40.0 回 (前)

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定により算定される金額の見込み

31,200 円 (前)

医療保険の利用者割合の記載欄

(4) 医療保険の利用者割合（対象期間の1月当たりの平均）

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月	30人	30人
2024年1月	40人	40人
2024年2月	50人	50人

1月当たりの利用者数 40人 40人

医療保険の利用者割合 50.0% (前回届出時)

給与の改善率が算出されます

(5) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により行われる給与の改善率

1.11%

この例では、給与の改善率が1.11%（<1.2%）なので、ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ることができます

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）により算定できる診療報酬点数

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）を追加で届け出ることにより、算定できる診療報酬点数は以下のとおりです。届出時に見込まれるベースアップ評価料（Ⅰ）による賃金改善率に応じて、届出できる区分（１～１８）が決まります。

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

780円



訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 1	10円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 2	20円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 3	30円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 4	40円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 5	50円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 6	60円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 7	70円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 8	80円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 9	90円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 10	100円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 11	150円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 12	200円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 13	250円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 14	300円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 15	350円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 16	400円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 17	450円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ） 18	500円

ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ているステーションは、毎年３、６、９、１２月に届け出ることができる区分に変更がないかの確認が必要です。区分が変更になる場合には、区分変更の届出を行ってください。

届出までの流れ

この資料では、以下の順で、様式の作成について説明します。

様式のダウンロード

様式の作成

ステーションコードやステーション名など、基本的な情報を記載します

シート①

別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料
（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類

訪問看護管理療養費の算定回数をもとに、
ベースアップ評価料で算定できる金額を試算します

シート②

別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料
（Ⅱ）の施設基準に係る届出書添付書類

賃金改善額や賃金改善の方法を記載します

シート③

別添 1（訪問看護ステーション）賃金改善
計画書

様式の提出

訪問看護ベースアップ評価料従来版届出様式のダウンロード方法

届出様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

STEP 1

ベースアップ評価料特設ページにアクセス

厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



STEP 2

訪問看護ベースアップの項目にジャンプ



STEP 3

評価料 I 専用届出様式をダウンロード

6. 訪問看護ベースアップ評価料の届出について

はじめてベースアップ評価料の届出を行う訪問看護ステーションの皆さまへ

今からでも届出でき、届出の翌月から算定できます。

- 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定金額のみで賃金改善を目指すステーションも届出ができます。
- 賃金改善率の大小にかかわらず、届出ができます。

【分かりやすい説明資料（PDF形式）】

訪問看護ベースアップ評価料 従来版届出様式作成の手引き（資料編）【NEW】

【説明動画】

- 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出するステーション向け
■ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式作成の手引き【NEW】
- 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）を届出するステーション向け
■ 訪問看護ベースアップ評価料 従来版届出様式作成の手引き【NEW】

届出様式

- 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出する場合（評価料Ⅰ専用届出様式）
■ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式（Excel形式）【185KB】○【NEW】
- 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）を届出する場合（従来版様式）
■ 訪問看護ベースアップ評価料届出様式（Excel形式）【185KB】○【UPDATED】

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式のシート構成

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）を届け出る際には、「別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」
「別紙様式11訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」「（別添1）賃金改善計画書」の3つを記載します。

シート① 別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

ベースアップ評価料（Ⅱ）のみ
を追加で届け出る時は不要です

参考 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート

ベースアップ評価料（Ⅰ）のみ
を届け出る時に使います

シート② 別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）

シート③ 別添1（訪問看護ステーション）賃金改善計画書

毎年度8月の実績報告時に使
います

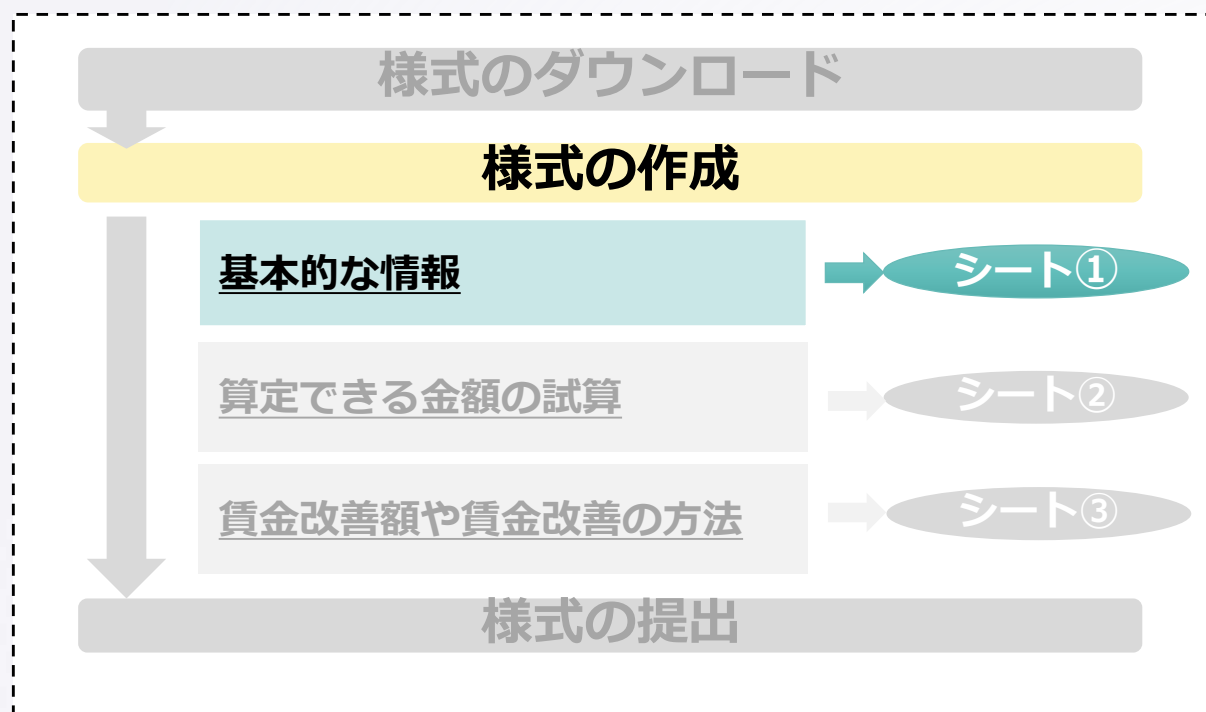
別添2 賃金改善実績報告書（訪問看護ステーション）

別添3 特別事情届出書

事業の継続を図るため、対象職
員の賃金水準を引き下げた上で、
賃金改善を行う場合に使います

シート①：

別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)の施設基準に係る届出書添付書類



【参考①】ベースアップ評価料の対象職種

賃金改善の対象職種

ベースアップ評価料の対象は、主として医療に従事する職員（専ら管理者の業務に従事する者を除く。）であり、以下に示すとおりです。専ら事務作業（看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれません。

薬剤師
保健師
助産師
看護師
准看護師
看護補助者
理学療法士
作業療法士
視能訓練士
言語聴覚士
義肢装具士

歯科衛生士
歯科技工士
歯科業務補助者
診療放射線技師
診療工ックス線技師
臨床検査技師
衛生検査技師
臨床工学技士
管理栄養士
栄養士
精神保健福祉士

社会福祉士
介護福祉士
保育士
救急救命士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
柔道整復師
公認心理師
診療情報管理士
医師事務作業補助者
その他医療に従事する職員
（医師及び歯科医師を除く。）

シート① 届出に関する基本事項の入力

別紙様式11

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

受付年月日			年	月	日	受理番号	(訪ベ I 1)	号
決定年月日			年	月	日			

訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類

「届出種別」を選択

届出種別

新規届出

※「計画書提出」は、既に訪問看護ベースアップ評価料(I)の届出を行っていて、算定を開始している
訪問看護ステーションが、毎年度の賃金改善計画書を提出する場合に選択してください

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

0123456

半角数字7桁で記載します

訪問看護ステーション名

〇〇訪問看護ステーション

2 届出を行う評価料

1 ページ

☒ 訪問看護ベースアップ評価料(I)

常勤職員

1(人)で計算します。

非常勤職員

常勤職員の所定労働時間の何人分の労働時間になるかで計算します。例えば、常勤職員の労働時間が週40時間となっているステーションで、週20時間が所定労働時間である非常勤職員は、 $20 \div 40$ で0.5(人)として計算します。

3 対象職員(常勤換算)数

10.0

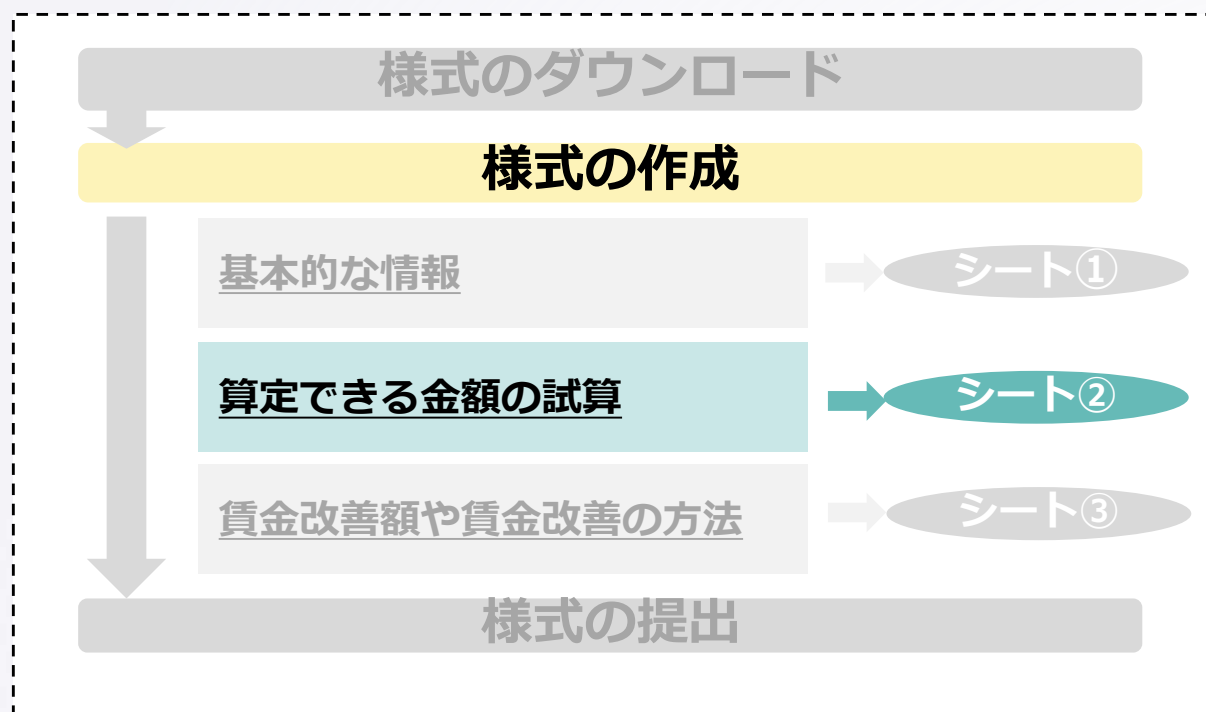
人

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(専ら管理者の業務に従事する者及び事務職員を除く。)をいう。

※ 0より大きい数であること。

シート②：

別紙様式11 訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) の施設基準に係る届出書添付書類



シート②－１ 届出を行う評価料・算出を行う月の選択、対象職員数の入力

2～4を記載します

別紙様式11

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

受付年月日	年 月 日	受理番号	(訪ベⅡ) 号
		決定年月日	年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

0123456

訪問看護ステーション名

▲▲訪問看護ステーション

2 届出を行う評価料

☒ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

3 該当する届出

算出を行う月(届出基準別表3を参照)

☒ 新規

☐ 区分変更

(● 3月 ○ 6月 ○ 9月 ○ 12月)

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

該当する区分、届出を行う月(新規の場合、届出月以前で最も近い月)を選択します。

4 対象職員(常勤換算)数

10.0

人

※ 原則2.0人以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域に所在する訪問看護ステーションに該当するか。

対象職員(常勤換算)数を入力します。

該当する場合はクリックして☑にします。

☐

【参考②】 対象職員の給与総額

賃金改善対象職員の給与総額

下表の対象期間①の1月当たりの平均の対象職員の給与総額を確認してください。【項目6（1）関連】

対象職員の給与総額

賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上します。ただし、役員報酬は含めないでください。

届出を行う月 ※	算出を行う月	対象期間① (給与総額用)	算定開始月
3月～5月	3月	前年3月～2月	4月
6月～8月	6月	前年6月～5月	7月
9月～11月	9月	前年9月～8月	10月
12月～2月	12月	前年12月～11月	翌年1月

※ 新規の場合は、届出月の翌月からの算定が可能です。
月の最初の開庁日に届け出た場合には当月からの算定が可能です。（例えば、3～5月とあるのは、6月の最初の開庁日を含みます。）

シート②－２ 対象職員の給与総額の入力

5と6（１）（２）を記載します

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※【記載上の注意】4を参照

該当する場合はクリックして☑にします。
※該当しない場合は当該評価料を届出・算出することができません。



6 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分の上限を算出する値(【A】)

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間(上記「3」の入力に連動)

☒ 前年3月～2月 ☐ 前年6月～5月 ☐ 前年9月～8月 ☐ 前年12月～11月

② 算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・医療保険の利用者割合の対象となる期間

【算出の際に用いる「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の対象期間】(上記「3」の入力に連動)

☒ 前年12月～2月 ☐ 3月～5月 ☐ 6月～8月 ☐ 9月～11月

(2) 対象職員の給与総額

給与対象月	対象職員の給与総額
2023 年 3 月	4,800,000円
2023年4月	4,800,000円
2023年5月	4,800,000円
2023年6月	9,600,000円
2023年7月	4,800,000円
2023年8月	4,800,000円

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年9月	4,800,000円
2023年10月	4,800,000円
2023年11月	4,800,000円
2023年12月	9,600,000円
2024年1月	4,800,000円
2024年2月	4,800,000円

6(1)①の期間の各月の対象職員の給与総額を入力します。
※「対象職員の給与総額」については、給与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上してください。(ただし、役員報酬については除く。)
また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないでください。

1月当たり給与総額

5,600,000

円

(前回届出時

円)

【参考③】 訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の算定回数

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数の見込み

下表の対象期間②の「訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）」の算定回数を確認してください。
【項目6（3）関連】

届出を行う月 ※	算出を行う月	対象期間② （算定回数用）	算定開始月
3月～5月	3月	前年12月～2月	4月
6月～8月	6月	3月～5月	7月
9月～11月	9月	6月～8月	10月
12月～2月	12月	9月～11月	翌年1月

※ 新規の場合は、届出月の翌月からの算定が可能です。
月の最初の開庁日に届け出た場合には当月からの算定が可能です。（例えば、3～5月とあるのは、6月の最初の開庁日を含みます。）

シート②－３ 訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の入力

6（3）を記載します

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数・金額の見込み

① 訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数(実績)

算定月	訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合)
2023年12月	30回
2024年1月	40回
2024年2月	50回

各月の訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載してください

1月当たり算定回数

40.0

回

(前回届出時

回)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載すること。
- ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

② 算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数見込み

40.0

回

(前回届出時

0.0

回)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定により算定される金額の見込み

31,200

円

(前回届出時

0

円)

シート②－４ 医療保険の利用者割合の入力

6（４）～（６）を記載します

(4) 医療保険の利用者割合(対象期間の1月当たりの平均)

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月	30人	30人
2024年1月	40人	40人
2024年2月	50人	50人
1月当たりの利用者数	40人	40人

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の介護保険の実利用者数を記載してください

医療保険の利用者割合 50.0%

(前回届出時)

※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。

※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により行われる給与の改善率

1.11%

(前回届出時 #DIV/0!)

1.2%未満の場合に、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出が可能です

(6) 【A】の値

60.0

(前回届出時)

算定可能な区分を決めるための数値

【A】＝

対象職員の給与総額×医療保険の利用者割合×1分2厘－訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数見込み

シート②－５ 届出する区分の選択

6（４）～（６）を記載します

オレンジ色の欄が記載が必要な項目です

8 6により算出した【A】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1～6

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

☐	届出なし
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5
☒	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17
☐	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18

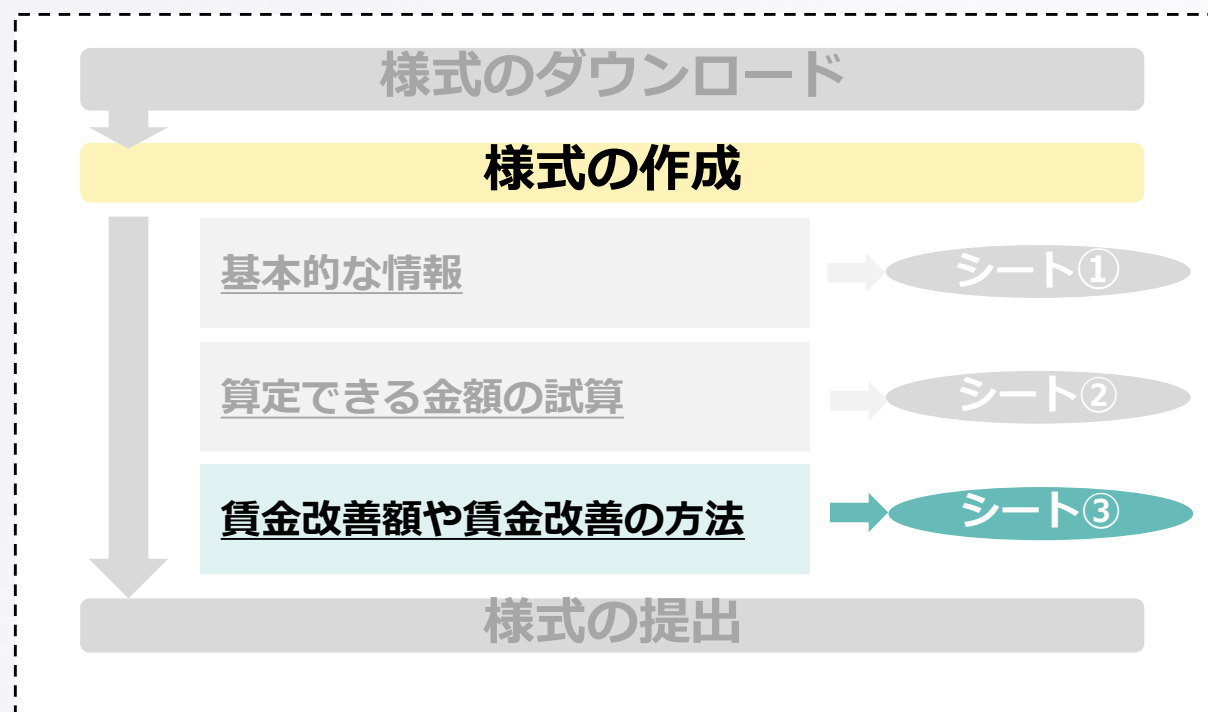
算定が可能となる区分に基づき、届出する区分を選択します。また、算定不可となった場合は、届出を行うことはできませんので、本様式の記載は不要です。（訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出を行わない場合には、賃金改善計画書の作成のために「参考」シートを記載してください）

(1) に計算された「算定が可能となる区分」の範囲で「(2) 届出する区分」を選択します。

区分の数字が大きいほど、算定金額が大きくなります。賃金改善金額を大きくしたい場合は、選択可能な区分の中で一番数字が大きい区分を選択しましょう。



シート③： 別添 1 賃金改善計画書



【参考④】ベースアップとは

ベースアップ（ベア）

- ベースアップ（ベア）は賃金表の改定等による賃金水準を引き上げることを行います。ベースアップ評価料では、毎月支払われる手当の増額による賃金の引上げも「ベア等」に含めることができます。
- 勤続年数の増加や、昇進のために賃金を引き上げた分は、「ベア等」には含まれません。また、一時的に支払われる手当の増加も、「ベア等」には含まれません。

ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることを行います。

号俵	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	1000000円	1200000円	1400000円	1600000円
2	1100000円	1300000円	1500000円	1700000円
3	1200000円	1400000円	1600000円	1800000円
4	1300000円	1500000円	1700000円	1900000円
5	1400000円	1600000円	1800000円	2000000円
6	1500000円	1700000円	1900000円	2100000円
7	1600000円	1800000円	2000000円	2200000円
8	1700000円	1900000円	2100000円	2300000円
9	1800000円	2000000円	2200000円	2400000円
10	1900000円	2100000円	2300000円	2500000円

賃金表内の職員給与の変動は、定期昇給に該当し、ベアには該当しません。

改定

賃金表に記載の額そのものを引き上げることがベースアップです。

アップ!

賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、決まって毎月支払われる給与や手当のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

賃金表がないステーションでは、「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です。

ベア等に含まれることができるもの（例）

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- 毎月支払われる手当の増額・新設

これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、事業主負担の増額分も含まれます。

ベア等に含まれることができないもの（例）

- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

【参考⑤】 ベースアップ評価料による賃金改善分に含めること

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）のベースアップによる引上げ分

基本給

※定期昇給による給与の引き上げのように、従来から予定されている基本給の引き上げは、該当しません。

住居手当

調整手当

家族手当

役職手当

通勤手当

※同じ職位の資格手当が以前よりも引き上がった場合は該当します。単に昇格により個人の資格手当が増加した場合は該当しません。

資格手当

その他決まって毎月支払われる手当

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

以下のうち、基本給等の引上げに連動して引き上がる部分※

賞与

※業績に連動して引き上がる賞与は対象外です

時間外手当

法定福利費等の事業主負担分

※給与の引き上げ分の16.5%として簡便に計算することもできます。

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの（例）

- ・ 一時的に支払われる臨時手当の支給
- ・ 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- ・ 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

【参考⑥】 ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

賃金改善実施期間の考え方

- 「②賃金改善実施期間」の開始月は、「③ベースアップ評価料算定期間」の開始月と同じ月もしくはそれより前の月に設定してください。ベースアップ評価料算定期間中は、常にベア等による賃金改善を実施する必要があります。
- 届出様式は毎年度作成が必要です。賃金改善実施期間は年度内の範囲で設定してください。（「②賃金改善実施期間」及び「③ベースアップ評価料算定期間」は、原則として年度末の3月とご記入ください。）

ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

- ベースアップ評価料による算定金額（＝収入）は全額を対象職員のベア等（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）に充当する必要があります。
- すなわち、「対象職員（全体）の賃金改善見込み額」 $\geq$ 「算定金額の見込み」とする必要がある。
 - 令和6年度の算定金額の一部を、令和7年度の賃金の引き上げのために繰り越すことができます。その場合には、令和7年度には、繰り越した金額と、令和7年度の算定金額を合わせて、賃金改善に充当します。【項目Ⅲ－2 関連】

シート③－１ 賃金引上げの実施方法、賃金改善実施期間、ベースアップ評価料算定期間、評価料（Ⅱ）の届出有無

I と II を記載します。

別添 1

（訪問看護ステーション）賃金改善計画書（令和 7 年

届出を行う年度を記載します。

訪問看護ステーションコード（7桁）

0123456

訪問看護ステーション名

▲▲訪問看護ステーション

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

①賃金引上げの実施方法

- ☒ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
☐ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

賃金引上げの実施方法を選択します。

②賃金改善実施期間

令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月

12 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月アップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

賃金改善実施期間を入力します。最長12ヶ月であり、終期は原則翌年の3月となります。

③ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月

12 ヶ月

- ※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
 ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ（以下、「ベア等」という）を指す。
 ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

ベースアップ評価料の算定期間を入力します。最長12ヶ月ですが、令和6年度においては、6月以降に算定可能となり、終期は翌年の3月となります。

II. 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出有無

☒ 有

シート③－２ ベースアップ評価料による算定金額の見込み 全体の賃金改善の見込み額

Ⅲ-1と2を記載します。

Ⅲ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み

④算定金額の見込み	403,200 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による算定金額の見込み	374,400 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）による算定金額の見込み	28,800 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分及び点数（訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6）	60 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数	480 回
⑤令和7年度への繰越予定額（令和6年度届出時のみ記載）	円
⑥前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	円
⑦算定金額の見込み（繰越額調整後）（④－⑤＋⑥）	403,200 円

※ 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業主負担分等を含む）等の増加分に充てること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額

⑧全体の賃金改善の見込み額	463,200 円
⑨⑧のうち、ベア等実施分	403,200 円
⑩⑧のうち、定期昇給相当分	60,000 円
⑪⑧のうち、その他分（⑧－⑨－⑩）	0 円

※ 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。

※ 「ベア等」の定義はⅠを参照のこと。

※ 「⑨⑧のうち、ベア等実施分」は、「⑦算定金額の見込み（繰越額調整後）」以上の金額とすること。

また、ベースアップ評価料収入によるベア等分のほか、ベースアップ評価料収入以外の財源を活用して当該年度においてベア等を実施した分を含めて記載すること。

※ 「⑩⑧のうち、定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。

なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる計画書中の※記載に基づき、⑨⑩⑪を入力します。

※ 「⑪⑧のうち、その他分」は「⑦算定金額の見込み（繰越額調整後）」以上の金額でなければなりません。

ベースアップ評価料によらない賃金改善分は⑨及び⑩～⑪のいずれかに含めて記載してください。

金改

シート③－２ ベースアップ評価料による算定金額の見込み 全体の賃金改善の見込み額

Ⅳ～Ⅵを記載します。最後に届出日と開設者名の記載欄もあるので、忘れずに記載してください。

以下、基本給等総額については１ヶ月当たりの額を記載してください。

※ 年度更新及び区分変更等によりベースアップ評価料の賃金改善計画書を再度届出する場合、「賃金改善しなかった場合の対象職員の基本給等総額【初回届出時点の賃金改善実施期間（②）の開始月】」には、初回届出時点における「賃金改善しなかった場合する前の対象職員の基本給等総額【初回届出時点の賃金改善実施期間（②）の開始月】」の金額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

⑫ 対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	10.0 人
⑬ 賃金改善しなかった場合の対象職員の基本給等総額（初回届出時点の賃金改善実施期間（②）の開始月）	4,000,000 円
⑭ 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	4,032,167 円
⑮ 基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）（⑭－⑬）	32,167 円
⑯ ⑮のうち、定期昇給相当分	4,167 円
⑰ ⑮のうち、ベア等実施分（⑮－⑯）	28,000 円
⑱ ベア等による賃金増率（⑰÷⑮）	0.7 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項

⑲ 事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	1.0 人
⑳ 賃金改善しなかった場合の職員の基本給等総額（初回届出時点の賃金改善実施期間（②）の開始月）	208,750 円
㉑ 賃金改善した後の職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	210,000 円
㉒ 基本給等に係る賃金改善の見込み額（１ヶ月分）（㉑－㉐）	1,250 円
㉓ ㉒のうち、定期昇給相当分	0 円
㉔ ㉒のうち、ベア等実施分（㉒－㉓）	1,250 円
㉕ ベア等による賃金増率（㉔÷㉒）	0.6 %

Ⅵ. 賃金引き上げを行う方法

賃金引き上げに係る担保方法について、該当するものにチェック・記載します。

㉖ 賃上げの担保方法

☐ 就業規則の見直し

☒ 賃金規程の見直し

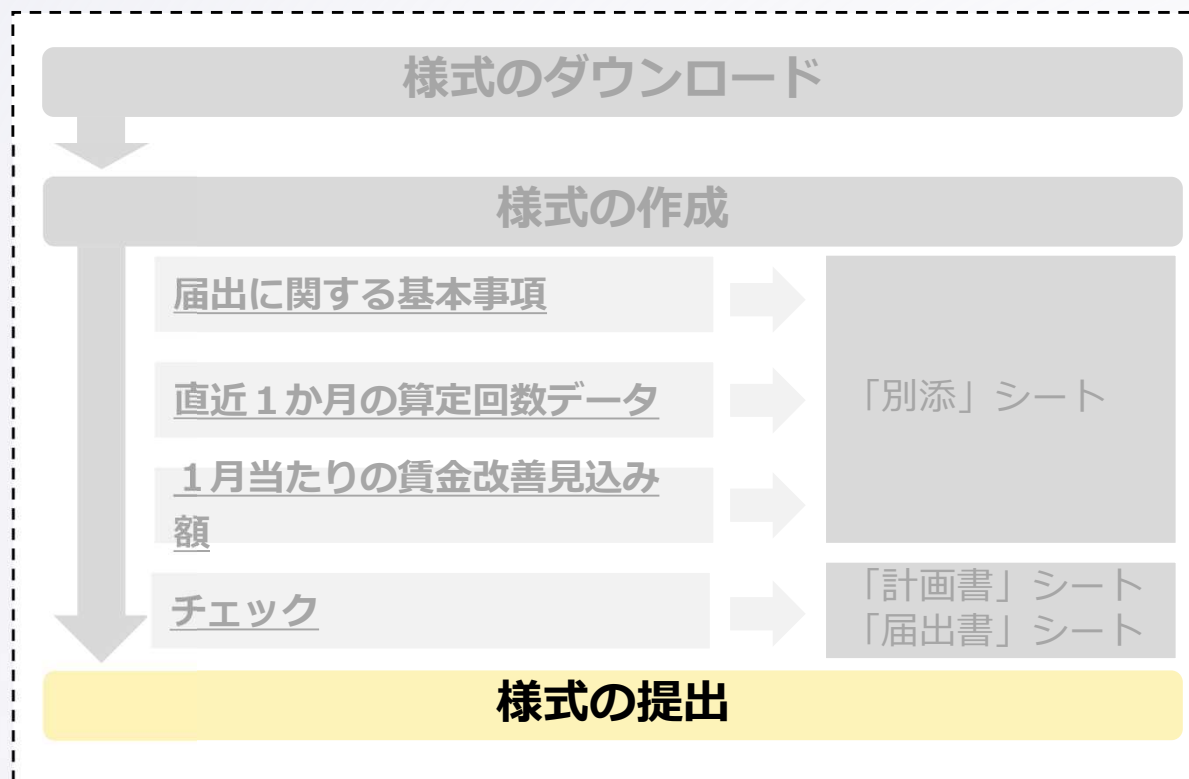
☐ その他の方法：具体的に（ ）

㉗ 賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。）

給与表を見直し、基本給を引き上げた。

4

様式の提出



届出様式の提出方法

電子メールでの届出のお願い

- 作成した様式は、ステーションがある地方厚生（支）局の都道府県事務所の専用メールアドレス（記載済みの評価料Ⅰ専用様式の「別添」シートの欄外表示もしくは以下の「ベースアップ評価料特設ページ」をご覧ください）に Excel ファイルを提出することにより行ってください。メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。
- 添付する Excel ファイルのファイル名に訪問看護ステーションコードを記載してください。
例）9999999_ベースアップ評価料届出.xlsx
- メール本文にも、署名等によりステーション名及び連絡先を記載してください。

オンラインセミナー資料

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて
～今考えていただきたいこと（訪問看護ステーションの場合）～
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWip9-T-Q2SJZySaC1mIMaFY>



診療報酬改定説明資料

令和6年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001251534.pdf>



ベースアップ評価料特設ページ

ベースアップ評価料等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000188411_00053.html



こちら
も
ご
覧
く
だ
さ
い

5

補足事項

- 貸金改善実績報告書

補足事項

賃金改善実績報告書について

ベースアップ評価料の届出を行っている訪問看護ステーションは、毎年8月に前年度の賃金改善の取組状況について報告を行う必要があります。例えば、令和7年3月にベースアップ評価料の届出を行い、令和7年4月から算定を開始した場合は、令和8年8月に前年度の実績報告を行います。

報告の際は、この様式の「報告書」シートもしくは厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、報告書の様式をダウンロードしてください。